2018年12月13日

Japan tax alert

EY税理士法人

オランダ政府、2019年度予算案を発表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

納税者は、事前税務裁定（ATR）及び事前価格合意（APA）等のオランダ税務当局の裁定を通じて、特定の（国際）取引や移転価格の公正妥当性並びに利益配分に係るオランダの税効果に関して、事前の確実性を得ることが可能となります。

オランダ政府は、2018年11月22日、国際的な裁定に関する新しい施策についての提案を記載した書簡を発行しました。

当提案は、誠実な経営のために、実用的かつ堅実な裁定プロセスを維持しつつ、透明性の向上と適正な実体を欠く望ましくない国際組織との闘いを前進させる新たな進展と捉えるべきでしょう。

オランダ政府は、修正された施策について2019年7月1日付の実施を目指しています。実施に関する追加情報は 2019年4月に発表する予定です。

主要な要素

新しい裁定策に関する提案には、（1）透明性、（2）内部手続き、及び（3）裁定の内容に着目した多数の修正が含まれます。

1. 透明性

- オランダ税務当局は、国際的な裁定について、すべて匿名で要約を公表します
- オランダ税務当局は、オランダの裁定慣行に関する年次報告書を発行します
- 独立した専門家で構成される委員会が、毎年、（継続的に）裁定を調査します

Building a better working world

2. 内部手続き

- 国際的な裁定はすべて、オランダ税務当局の一元管理の下、一つのチームが処理します。係る体制は、既に事前税務裁定（ATR）及び事前価格合意（APA）に適用されています。

3. 裁定の内容

- 事例又は組織の唯一の目的がオランダ又は外国の税金コストの軽減にある場合、あるいは、非協力的な課税管轄（欧州連合リスト）もしくは（法人所得税率が9%を下回る）低税率管轄で設立された企業が関与する場合、裁定は発行されません。
- 税務裁定の適格要件であるオランダの（現行の）最低実体要件は、オランダ「エコノミック・ネクサス」要件（詳細は後述）に代替されます。
- 国際裁定は最長期間を5年とし、例外的な場合についても10年を超えて延長されることはありません。

エコノミック・ネクサス

オランダ国内でエコノミック・ネクサスを持つには、要約すると、以下の条件を満たさなければなりません。

- オランダ企業は、自己責任の下、リスクを取って、事業活動を展開しなければならない
- オランダ企業が遂行する事業活動はグループ内のオランダ企業の機能と合致するものでなければならない
- オランダ企業は、その事業活動に関して、適正な金額の運営コストを計上しなければならない

オランダの最低実体要件を満たすのみの単なる持ち株会社、ライセンス会社及びファイナンス会社（住所はあっても実体のないペーパー・カンパニー）は裁定の資格を有しません。また、エコノミック・ネクサス要件は事業活動ごとに適用されます。

オランダの税務当局は、個々の裁定請求に係る事実と状況に基づいて、新しい裁定策に定められた条件が満たされているかどうかを決定します。

影響

オランダ政府の書簡では言及されていませんが、当該施策によって関連するオランダ税法が修正されることはないため、既存の裁定が新しい裁定策の影響を受けることは予想されていません。

裁定要約の公表は、裁定を請求する納税者の間で懸念を呼ぶ可能性がありますが、一方、政府は守秘義務遵守の観点から、匿名の裁定要約の公表は極めて限定的なものにとどまることが強調されています。

現時点で、事前の税務裁定を通じて確実性を取得する資格のある事例でも、2019年7月1日時点で効力を発する税務裁定の適格とはならない可能性があります。もっとも、新しい施策そのものはいかなる税法も修正するものではないため、テクニカルなポジションに影響を及ぼすことは一切ありません。

オランダ裁定策の変更は国際税制の一般的なトレンドに合致するものであり、従って、多数の納税者がもはや事前確実性を請求していない国際課税の分野をカバーしています。

当事務所は、状況の進展を継続的にモニターし、最新情報を入手次第、追加のアップデートを提供していきます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン･スチュワートスミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ドウマ 真一	シニア	shinichi.douma@jp.ey.com

EY香港

ヨルーン ヴァン マウリック	パートナー	jeroen.van.mourik@hk.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問･ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドのグローバル･ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp